



第13回 定時株主総会継続会 開催ご通知

- 開催日時** 2026年5月20日（水曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分
- 開催場所** 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
- 目的事項**
報告事項 第13期（2025年1月1日から2025年12月31日
まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

目次

第13回定時株主総会開催ご通知……………	1
事業報告……………	4
計算書類……………	21
監査報告……………	36

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目10番1号
株式会社イーエムネットジャパン
代表取締役社長 山 本 臣 一 郎

第13回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会の開催に際しましては、電子提供措置をとっており、その内容であります電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト「第13回定時株主総会継続会開催ご通知」として掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社Webサイト (<https://emnet.co.jp/ir/>)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イーエムネットジャパン」又は「コード」に当社証券コード「7036」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、本継続会は、2026年3月30日開催の第13回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第13回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一なりますことを申し添えます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年5月20日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 第13期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 第13回定時株主総会継続会の開催について

当社は、2026年3月30日開催の第13回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第13期（2025年1月1日から2025年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件」（以下「本報告事項」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかしながら、当社は、2026年1月13日開示の「常務取締役CF0による不正行為の判明、開示書類等に係る不適切な会計処理の可能性及び第三者委員会の設置に関するお知らせ」、同月19日開示の「第三者委員会の委員の選任に関するお知らせ」及び同年2月6日開示の「2025年12月期決算発表の延期に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社元常務取締役CF0による当社資金の不正な送金行為が判明したことを受け、当該調査及び会計監査人による監査手続等に相応の時間を要したことから、2025年12月期の決算関連手続に遅れが生じ、本総会において本報告事項のご報告ができない状況となりました。そのため、当社は本総会において、本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催して報告事項のご報告を行うこと、並びに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任いただくことを株主の皆様にお諮りし、ご承認いただきました。

このたび、一連の決算手続き等が完了したことで、本継続会を開催できる運びとなりましたので、ここに本継続会の開催をご案内させていただきます。

株主の皆様にご多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

# 事業報告

(2025年1月1日から)  
(2025年12月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、社会活動の正常化が進み、雇用の改善や名目賃金が増加、またインバウンド需要による好調な企業業績等の景気浮揚効果がみられております。一方で物価高による内需低迷を背景とした景気下振れ要因もあり、景気回復には足踏みもみられます。またウクライナや中東地域の情勢悪化等の地政学的リスク、さらにはアメリカの今後の政策動向等、依然として先行きが不透明な状況にあります。

このような状況下において、当社が属するインターネット広告市場につきましては、SNS上の縦型動画広告をはじめ、コネクテッドTVなどの動画広告需要が一層高まり、市場全体の拡大に寄与し、2025年には4兆459億円（前年比110.8%）と過去最高を更新し、前年より3,942億円増加しました（広告費データは、株式会社電通「2025年 日本の広告費」より引用）。

このような環境のもと、当社のインターネット広告事業では、引き続き積極的な人材採用と人材教育に注力することで販売体制の強化を図り、既存のクライアント企業の売上拡大、及び新規クライアント企業の獲得に注力して参りました。しかし、当社の主なクライアントであります中小企業の景況感は、2024年10-12月期の全産業の業況判断DI（「好転」－「悪化」）が▲18.0と前期（7-9月期）と比べ0.9ポイント低下し依然としてマイナスで推移しており、不透明な景況感を背景に中小企業の広告需要については不透明な状況が継続しております（独立行政法人 中小企業基盤整備機構「第178回 中小企業景況調査」より引用）。その結果、代理店業の売上高は業績予想を下回りました。一方で、ソフトバンク株式会社との資本業務提携契約にもとづく協業については、引き続き協業体制の強化・拡大により売上高が業績予想を上回りました。

以上の結果、当事業年度の業績は、当社の主なクライアントであります中小企業の景況は、一部に弱さがあるものの営業強化により広告代理店業の営業収益は拡大し、また協業拡大によりソフトバンク株式会社への営業収益も拡大し、営業収益が1,594,782千円（前期比19.9%増）、営業利益155,752千円（同67.3%増）、経常利益180,936千円（同73.2%増）、当期純損失449,587千円（前期は当期純利益12,592千円）となりました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                | 第 10 期<br>(2022年12月期) | 第 11 期<br>(2023年12月期) | 第 12 期<br>(2024年12月期) | 第 13 期<br>(当事業年度)<br>(2025年12月期) |
|------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 営 業 収 益(千円)                        | 1,466,689             | 1,370,104             | 1,329,624             | 1,594,782                        |
| 経 常 利 益(千円)                        | 238,487               | 120,711               | 104,453               | 180,936                          |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△)(千円) | 175,952               | 65,788                | 12,592                | △449,587                         |
| 1株当たり当期純利益又<br>は当期純損失(△)(円)        | 45.85                 | 17.17                 | 3.26                  | △116.36                          |
| 総 資 産(千円)                          | 2,976,646             | 3,006,258             | 2,641,199             | 2,334,721                        |
| 純 資 産(千円)                          | 1,499,929             | 1,444,385             | 1,342,783             | 776,495                          |
| 1株当たり純資産額(円)                       | 389.54                | 374.63                | 347.37                | 200.77                           |

- (注) 1. 第11期の期首より、従来「売上高」としていましたが表示科目を「営業収益」として表示する方法に変更しております。第10期の期首より当該変更が行われたと仮定し、記載しております。
2. 第11期及び第12期については、元常務取締役CF0による当社資金の不正送金行為及び当該行為を隠蔽する目的で行われた不適切な会計処理の判明に伴い過年度の決算訂正を行ったため、遡及後の金額を記載しております。

## (3) 重要な親会社の状況

### ① 親会社の状況

| 会 社 名              | 資 本 金      | 当社に対する<br>議 決 権 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容                            |
|--------------------|------------|---------------------|------------------------------------------|
| ソフトバンク株式会社         | 241,631百万円 | 40.93%              | 移動通信サービスの提供、携帯端末の販売、ブロードバンドなど固定通信サービスの提供 |
| ソフトバンクグループ株式会社     | 238,772百万円 | 40.93%<br>(40.93%)  | 持株会社                                     |
| ソフトバンクグループジャパン株式会社 | 188,798百万円 | 40.93%<br>(40.93%)  | 持株会社                                     |

- (注) 「当社に対する議決権比率」は、各社が直接所有する議決権の比率及び間接所有する議決権の比率の合計となっており、( )内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 親会社等との間の取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社との取引に係る取引条件等について、同社への広告代理店事業に係る役務提供については、一般の取引条件を踏まえて市場価格や総原価を勘案し交渉の上で決定しております。

ロ. 親会社等との間の取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社との取引については、当社の取締役会が取締役会規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社はこれまで「クライアントと共に歩む企業」という企業理念のもと、インターネット広告サービスを通じたクライアント企業の事業成長をご支援させて頂き、その結果として当社も成長して参りました。この企業理念のもと、当社では引き続き企業価値向上のため、インターネット広告事業のさらなるサービス領域の拡大や新規サービスの提供等を通じて、継続的な成長による企業価値の向上を目指して参ります。その実現のために当社におきましては、以下の点を主な対処すべき課題と認識しております。

##### ① 運用型広告サービスの強化

インターネットメディアの広告費は進展する社会のデジタル化を背景に堅調に伸長し、総広告費に占める構成比は50.2%に達しました（広告費データは、株式会社電通「2025年 日本の広告費」より引用）。一方で、同業他社との競争環境も厳しさを増しており、またアドフraud（広告詐欺）問題や、個人情報保護の観点からWebページにおける個人情報の取り扱いが厳格化されたことによるcookie規制等、インターネット広告特有の問題もあります。

こうした環境の中、当社は、これまで蓄積してきた広告運用のノウハウを生かし、現在の主力サービスである検索連動型広告（リスティング広告）や運用型ディスプレイ広告について、最新のインターネット広告情報を取得し、また個人情報保護に関する規制等の情報を取得し、社員教育等を通じて更なるサービスの品質の向上を図り、クライアント企業の満足度の向上を追求して参ります。

##### ② 新技術や市場変化への対応

新型コロナウイルス感染症拡大により、テレワークの普及やオンラインショッピングの拡大等によるデジタルトランスフォーメーション（DX）の浸透、生成AIといったデジタルテクノロジーの進化が、今後、企業経営に大きな変化をもたらす可能性があると考えております。そこで、こうしたデジタルテクノロジーの新技術に対応すべく、必要に応じた投資や人材育成に取り組み、これら新技術の活用を進めてサービス開発に繋げていくことで市場の変化に適切に対応し、クライアント企業にとって最適なソリューションを提供し続けられるよう努めて参ります。

### ③ 新規クライアント企業の開拓

当社のインターネット広告事業は、代理店ビジネスという特質上、広告需要の動向及び企業が属する市場の景気に当社の業績が影響を受けやすい事業です。そのため、当社の業績が特定の市場の景況感に左右されることを避けるため、今後も営業体制の強化を図ることで、様々な業種の新規クライアント企業の開拓を推進し、継続的な事業の成長に努めて参ります。

### ④ 人材確保と人材育成

当社は、事業環境が流動的なインターネット広告市場に属しており、より一層の利益成長と企業価値の向上のために、経営方針を深く理解し、協調性と高い倫理観を持った優秀な人材の採用・育成に取り組む必要があると認識しております。またインターネット広告は、広告配信方法や広告配信のターゲティング等、デジタルテクノロジーの進化と密接な関係があります。現在、当社では、新卒を中心に積極的に人材を確保しておりますが、コンプライアンスへの高い意識を持ち、デジタルテクノロジーの進化に対応できる人材を育成することを目的とした教育や研修について充実・実施に努めて参ります。

### ⑤ 内部管理体制の強化

当社は、今後、更なる継続的な成長を実現するためには、企業規模拡大に伴う業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。また、当社は株主をはじめ、クライアント企業、取引先、社員等、様々なステークホルダーや、社会から信頼される企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスの強化とコンプライアンス体制の整備及び向上が重要事項であると認識しております。

このため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図り、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスを重視した内部管理体制強化に取り組んでおります。具体的には、監査等委員会と内部監査室との連携によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員による監査の実施による当社のコーポレート・ガバナンス機能の強化及び当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化への対応などを行っております。

当社は、これまで企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築に努めてまいりました。しかしながら、2026年1月8日、元常務取締役CF0による当社資金の不正送金行為、及び当該行為を隠蔽する目的で行われた不適切な会計処理（以下、「本件不正行為」と言います。）が判明いたしました。

本件を厳粛に受け止め、当社は独立した専門家からなる第三者委員会を設置し、事実関係の解明及び原因分析を委嘱いたしました。調査の結果、当社は、取締役会による監督機能、監査等委

員会及び内部監査部門による独立したモニタリング機能、内部通報制度の実効性並びに銀行取引システムに係る権限管理及びモニタリングの各面において、全社的な内部統制及びITに係る全般統制に重要な不備があったものと認識しております。

第三者委員会による調査結果及び再発防止策の提言については、当社ウェブサイトにおいて公表（URL：<https://emnet.co.jp/>）しております。当社は、これらの提言を真摯に受け止め、取締役会への情報集約及び報告ルートの見直し、監査等委員会・内部監査部門・会計監査人の連携強化、内部通報制度の見直し及び実効性確保、並びに銀行取引システムに係る権限管理及びモニタリングの強化を進めることにより、内部統制システムの再構築及び信頼回復に努めてまいります。

#### ⑥ 株主への安定配当

当社は、株主への利益還元を経営上の重要な課題として位置づけており、財務面での健全性を維持しながら、継続した配当の実施と企業価値の向上を実現していくことを基本方針としております。そのため、今後も更なる業績の向上に努め、配当の継続を実現しつつ、企業価値の一層の充実を図りたいと考えております。

当社の事業活動そのものは順調に推移しており、業績面でも着実な成長を実現しておりますが、本件不正行為の発生を踏まえ、ガバナンス体制の抜本的な立て直しと財務基盤の健全性を最優先に確保すべきと判断し、2025年12月期の剰余金の配当につきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

#### (5) 主要な事業内容（2025年12月31日現在）

インターネット広告事業を営んでおり、クライアント企業のニーズに応えるべく、デジタルマーケティングにおける課題を解決し、更なる利益向上を図るための戦略・運用・分析・改善サービスを提供しております。

#### (6) 主要な営業所（2025年12月31日現在）

本社：東京都新宿区

#### (7) 使用人の状況（2025年12月31日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 151名 | 6名減       | 28.8歳 | 4.6年   |

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は含まれておりません。

(8) **主要な借入先の状況**（2025年12月31日現在）

該当事項はありません。

(9) **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、2026年1月に元常務取締役CFOによる不正送金行為及びこれに関連する不適切な会計処理を認識し、第三者委員会を設置して調査を実施いたしました。調査結果を踏まえ、過年度を含む決算訂正を行いました。また、再発防止策の策定及び内部管理体制の見直しを進めております。

## 2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 13,600,000株

(2) 発行済株式の総数 3,913,800株(自己株式46,254株を含む)

(注) 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は4,800株増加しております。

(3) 株主数 843名

### (4) 大株主

| 株 主 名                               | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------|------------|---------|
| ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社                 | 1,582,402株 | 40.91%  |
| KSD-MIRAE ASSET SECURITIES (CLIENT) | 790,400株   | 20.43%  |
| K S D - K B                         | 332,700株   | 8.60%   |
| 株 式 会 社 Y ' s c o r p o r a t i o n | 240,000株   | 6.20%   |
| 安 中 臣 一 郎                           | 115,600株   | 2.98%   |
| 立 花 証 券 株 式 会 社                     | 102,000株   | 2.63%   |
| 村 井 仁                               | 48,000株    | 1.24%   |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                   | 46,232株    | 1.19%   |
| イーエムネットジャパン従業員持株会                   | 33,900株    | 0.87%   |
| KOREA SECURITIES DEPOSITORY-SAMSUNG | 30,300株    | 0.78%   |

(注) 1. KSD-MIRAE ASSET SECURITIES (CLIENT) の持株数790,400株は、EMNET INC. が実質的に所有しております。

2. 当社は、自己株式を46,254株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役 の 状況 (2025年12月31日現在)

| 会社における地位           | 氏 名                                | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                                                                                             |
|--------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長      | 山 本 臣 一 郎<br>(戸籍上の氏名：<br>安中 臣 一 郎) | 株式会社Y's corporation 代表取締役                                                                                                                                                                                           |
| 常 務 取 締 役          | 村 井 仁                              | CFO                                                                                                                                                                                                                 |
| 取 締 役              | 藤 平 大 輔                            | SBギフト株式会社 取締役<br>ソフトバンク株式会社 法人統括 法人プロダクト&事業戦略本部 副本部長<br>同社 法人統括 デジタルソリューション本部 本部長<br>同社 法人統括 デジタルソリューション本部 グループ法人戦略室 室長<br>Cinarra Systems Japan株式会社 代表取締役<br>Cinarra Systems, Inc 代表取締役<br>Treasure Data, Inc. 取締役 |
| 取 締 役              | 福 山 広 樹                            | LINEヤフー株式会社 コーポレートビジネスドメイン<br>ビジネスデザインSBU ソフトバンクシナジーディ<br>ビジョン デイビジョンリード<br>ソフトバンク株式会社 法人統括デジタルマーケティング本部 広告事業統括部長                                                                                                   |
| 取 締 役              | 小 松 紀 之                            | ソフトバンク株式会社 法人統括 法人プロダクト&事業戦略本部 法人事業管理統括部 統括部長                                                                                                                                                                       |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 西 村 訓 仁                            |                                                                                                                                                                                                                     |
| 取 締 役 (監査等委員)      | 上 野 正 博                            | ダブルクリック株式会社 代表取締役社長<br>マナ株式会社 代表取締役社長<br>グアダーニョ株式会社 代表取締役社長<br>株式会社SUIIM 代表取締役社長                                                                                                                                    |
| 取 締 役 (監査等委員)      | 落 合 出                              | 医療法人社団ミッドタウンクリニック 会員制医療運営<br>部門医師                                                                                                                                                                                   |

- (注) 1. 取締役(常勤監査等委員)西村訓仁氏、取締役(監査等委員)上野正博氏及び落合出氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)西村訓仁氏は、金融業界で培ってきた専門知識及び経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、情報収集力の充実及び内部監査担当等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、西村訓仁氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役(常勤監査等委員)西村訓仁氏、取締役(監査等委員)上野正博氏及び落合出氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 常務取締役村井仁は当社資金の不正な送金行為が判明したことから、2026年1月11日付で職務執行停止とし、取締役の辞任を勧告した上で、同年1月13日付で辞任届を受理しております。

**(2) 当事業年度中に退任した取締役**

該当事項はありません。

**(3) 責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役及び非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

**(4) 補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

**(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、取締役、社外取締役を被保険者とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。補償の概要は会社の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対する株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟などにより被保険者の負担する事となった損害賠償金や争訟費用などが対象となります。保険料は会社負担としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

**(6) 取締役の報酬等**

**① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等**

当社は、2021年2月24日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬等は、固定報酬、賞与、ストックオプション、退職慰労金で構成されております。当社では、役員の報酬について内規において決定に関する方針を定めており、会社の業績や経営内容、経済情勢、各取締役の担当職務や貢献度等を考慮して決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は取締役会の決議により一任された代表取締役社長山本臣一郎が、内規に従い株主総会で決議された報酬総額の限度内において決定する権限を有しております。なお、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員会が株主総会で決議された報酬総額の限度内において決定する権限を有しており、監査等委員会において内規に従い協議及び審議にて決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                        | 報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額    |               |             | 対 象 と な る 役 員 の 数 |
|----------------------------|------------------------|---------------|-------------|-------------------|
|                            | 基 本 報 酬                | 業 績 連 動 報 酬 等 | 非 金 銭 報 酬 等 |                   |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 59,946千円<br>（ - 千円）    | -<br>(-)      | -<br>(-)    | 2名<br>（ - 名）      |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 17,040千円<br>(17,040千円) | -<br>(-)      | -<br>(-)    | 3名<br>(3名)        |
| 合 計<br>（うち社外役員）            | 76,986千円<br>(17,040千円) | -<br>(-)      | -<br>(-)    | 5名<br>(3名)        |

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2019年3月27日開催の第6回定時株主総会において、年額120,000千円以内（うち社外取締役分年額30,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2020年3月25日開催の第7回定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、3名（うち、社外取締役は1名）です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年3月27日開催の第6回定時株主総会において、年額25,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、4名（うち、社外取締役は3名）です。
4. 取締役（監査等委員を除く。）の員数には、在任している無報酬の取締役3名が除かれております。

(7) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係  
特別の関係はございません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

|                          | 出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                          |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(常勤監査等委員)<br>西村訓仁 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。金融機関の経営経験者として、経営等に係る豊富な経験や専門的な知識を活かし、当社の経営に適時適切な助言・提言を行い、期待される役割を果たしております。 |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>上野正博   | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査等委員会14回のうち13回に出席いたしました。会社経営者としての豊富な経験とインターネット広告についての幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行い、期待される役割を果たしております。  |
| 取締役<br>(監査等委員)<br>落合出    | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会14回のうち14回に出席いたしました。主に産業医としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べ、期待される役割を果たしております。                       |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る監査証明業務に基づく報酬           | 34,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,400千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針についての決定内容は、以下のとおりであります。監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

本件不正行為を踏まえ、当該体制の運用状況を改めて検証した結果、監督、監査、通報及び権限管理の各面において見直すべき課題があったものと認識しております。

このため、第三者委員会の提言等を踏まえ、当該体制の運用の見直し及び実効性の向上に取り組んでおります。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社の取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社の行動基準としてリスク管理規程及びコンプライアンス管理規程を制定し全役職員への周知徹底及び運用体制を構築しております。
  - ロ. 当社の取締役の職務執行状況は、監査等委員会規程、監査等委員会規則及び監査計画に基づき監査等委員会の監査を受けております。
  - ハ. 当社は、不正行為を早期発見するためにコンプライアンス管理規程において内部通報制度を規定しております。使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には、直ちに当社のコンプライアンス管理規程に定める内部通報制度を利用し報告するものとしております。
  - ニ. 反社会的勢力排除規程と反社会的勢力排除実施要領を制定し、当該規程等に基づき反社会的勢力とは取引を含む一切の関係を持たず、不当な要求に対しては、法的対応を含め、毅然と対応するものとし、社内全体への徹底を図って参ります。
  - ホ. 上記の法令遵守体制の運用状況について、内部監査規程に基づき内部監査室が監査を行い、監査を受けた部署は是正・改善を要する場合、速やかにその対策を講じます。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - イ. 取締役会議事録ならびに稟議決裁書等、取締役の職務の執行に係る重要文書は、取締役会規程及び文書管理規程において、保存期間ならびに保存責任部署を定め、必要に応じて閲覧に供せる体制としております。
  - ロ. 内部監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の状況について内部監査規程に基づき監査を行い、監査を受けた部署は是正・改善する必要がある場合は速やかにその対策を講じます。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
損失に結びつく社内外のリスクを識別・分類し、それぞれについての社内規程ないし対応手順を定め、損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図って参ります。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限ならびに意思決定のルールを職務権限規程及び業務分掌規程に明確に定めております。
  - ロ. 取締役会を定例で毎月1回開催し、取締役会で決議すべき事項及び報告すべき事項を取締役会規程に定めております。その他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切に業務執行を行える体制を確保しております。
- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
- イ. 会社の管理運営体制を管掌する役員を設置し、会社経営の健全性確保に資するとともに、監査等委員である取締役による監査体制を充実させ、会社の内部監査を実施し、業務の適正を検証しております。
  - ロ. 財務報告に係る内部統制評価の観点からも、当社の業務プロセスの検証・整備を図って参ります。
- ⑥ 当社監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
取締役会は、監査等委員会から要請がある場合、協議のうえ監査等委員会の業務補助のための使用人を配置いたします。同使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されるものとしており、その評価、異動には監査等委員会の事前の同意を要するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保いたします。
- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにこれを監査等委員会に報告しなければならないものとしております。内部監査室は監査終了の都度、内部監査報告書の写しを監査等委員会に提出することとしております。
  - ロ. 監査等委員会及び監査等委員である取締役は、必要に応じて、内部監査担当者、取締役（監査等委員である取締役を除く。）もしくはその他の者に対して報告を求めることとしております。また、監査等委員会及び監査等委員である取締役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを行いません。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を監視するため、取締役会以外の重要な会議にも出席して、業務執行にかかる重要な事項の審議ないし報告状況を直接認識でき、また稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて関係する取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人に説明を求めることができる体制としております。
- ロ. 監査等委員会は、代表取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。
- ハ. 監査等委員会がその職務について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を14回開催し、法令に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、当社における月次の経営実績の分析・対策・評価を検討するとともに法令への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査等委員会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、業務及び財産の状況監査、取締役の業務執行監査、法令の遵守について監査いたしました。また、各取締役や会計監査人、内部監査室と適宜情報交換を行いました。
- ③ 内部統制評価については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、策定した実施計画に基づき適切に実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ④ 当社の内部監査については、内部監査規程に基づき内部監査室が作成した監査計画に則り、適切に実施いたしました。

# 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部) |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産   | 1,830,223 | 流 動 負 債         | 1,382,697 |
| 現金及び預金    | 567,499   | 買掛金             | 857,518   |
| 売掛金       | 1,147,228 | 未払金             | 142,817   |
| 前払費用      | 28,890    | 未払費用            | 34,989    |
| その他       | 89,359    | 訂正関連費用引当金       | 156,890   |
| 貸倒引当金     | △2,754    | 未払法人税等          | 43,733    |
|           |           | 未払消費税等          | 17,952    |
|           |           | 契約負債            | 108,352   |
|           |           | 預り金             | 20,175    |
|           |           | その他             | 267       |
| 固 定 資 産   | 504,497   | 固 定 負 債         | 175,528   |
| 有形固定資産    | 8,003     | 退職給付引当金         | 117,481   |
| 建物        | 2,689     | 役員退職慰労引当金       | 45,064    |
| 工具、器具及び備品 | 5,314     | 資産除去債務          | 12,981    |
| 無形固定資産    | 451       | 負 債 合 計         | 1,558,225 |
| ソフトウェア    | 451       | (純 資 産 の 部)     |           |
| 投資その他の資産  | 496,041   | 株 主 資 本         | 777,697   |
| 投資有価証券    | 98,387    | 資 本 金           | 328,743   |
| ゴルフ会員権    | 14,500    | 資 本 剰 余 金       | 128,843   |
| 差入保証金     | 54,147    | 資 本 準 備 金       | 128,843   |
| 繰延税金資産    | 107,503   | 利 益 剰 余 金       | 393,701   |
| 長期未収入金    | 460,000   | その他利益剰余金        | 393,701   |
| 保険積立金     | 124,724   | 繰越利益剰余金         | 393,701   |
| 貸倒引当金     | △363,221  | 自 己 株 式         | △73,591   |
|           |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | △1,201    |
|           |           | その他有価証券評価差額金    | △1,201    |
| 資 産 合 計   | 2,334,721 | 純 資 産 合 計       | 776,495   |
|           |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 2,334,721 |

# 損 益 計 算 書

( 2025年1月1日から  
2025年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 営 業 収 益                 |         | 1,594,782 |
| 営 業 費 用                 |         | 1,439,029 |
| 営 業 利 益                 |         | 155,752   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 948     |           |
| 受 取 配 当 金               | 1,867   |           |
| 契 約 負 債 取 崩 益           | 5,367   |           |
| 保 険 返 戻 金               | 3,097   |           |
| 預 り 金 精 算 益             | 14,373  |           |
| そ の 他                   | 556     | 26,210    |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 2       |           |
| 為 替 差 損                 | 1,019   |           |
| 雑 損 失                   | 5       | 1,027     |
| 経 常 利 益                 |         | 180,936   |
| 特 別 利 益                 |         |           |
| 役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額 | 18,976  | 18,976    |
| 特 別 損 失                 |         |           |
| 訂 正 関 連 費 用 引 当 金 繰 入 額 | 156,890 |           |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 298,274 |           |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 187,257 | 642,422   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失         |         | △442,509  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 57,428  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △50,350 | 7,077     |
| 当 期 純 損 失               |         | △449,587  |

## 株主資本等変動計算書

( 2025年1月1日から )  
( 2025年12月31日まで )

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |             |                                 |             |         | 株主資本<br>合計 |
|------------------------------|---------|-----------|-------------|---------------------------------|-------------|---------|------------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金                       |             | 自 己 株 式 |            |
|                              |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合計 |         |            |
| 当 期 首 残 高                    | 328,292 | 128,392   | 128,392     | 1,031,460                       | 1,031,460   | △73,591 | 1,414,553  |
| 誤謬の訂正による累<br>積 的 影 響 額       |         |           |             | △64,563                         | △64,563     |         | △64,563    |
| 遡及処理を反映した<br>当 期 首 残 高       | 328,292 | 128,392   | 128,392     | 966,897                         | 966,897     | △73,591 | 1,349,990  |
| 当 期 変 動 額                    |         |           |             |                                 |             |         |            |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)      | 451     | 451       | 451         |                                 |             |         | 902        |
| 剰 余 金 の 配 当                  |         |           |             | △123,607                        | △123,607    |         | △123,607   |
| 当 期 純 損 失                    |         |           |             | △449,587                        | △449,587    |         | △449,587   |
| 株主資本以外の項<br>目の当期変動額<br>(純 額) |         |           |             |                                 |             |         |            |
| 当 期 変 動 額 合 計                | 451     | 451       | 451         | △573,195                        | △573,195    |         | △572,293   |
| 当 期 末 残 高                    | 328,743 | 128,843   | 128,843     | 393,701                         | 393,701     | △73,591 | 777,697    |

(単位：千円)

|                                | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計     |
|--------------------------------|----------------------|----------------|-----------|
|                                | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高                      | △8,207               | △8,207         | 1,406,346 |
| 誤謬の訂正による累<br>積 的 影 響 額         |                      |                | △64,563   |
| 遡及処理を反映した<br>当 期 首 残 高         | △8,207               | △8,207         | 1,341,783 |
| 当 期 変 動 額                      |                      |                |           |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使)        |                      |                | 902       |
| 剰 余 金 の 配 当                    |                      |                | △123,607  |
| 当 期 純 損 失                      |                      |                | △449,587  |
| 株主資本以外の項<br>目の当期変動額<br>( 純 額 ) | 7,005                | 7,005          | 7,005     |
| 当 期 変 動 額 合 計                  | 7,005                | 7,005          | △565,287  |
| 当 期 末 残 高                      | △1,201               | △1,201         | 776,495   |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～13年

工具、器具及び備品 2年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。

- ③ 役員退職慰労引当金  
役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- ④ 訂正関連費用引当金  
本件不正行為について、前提となる事実関係を明らかにするとともに、類似事象の有無の調査、当社財務諸表への影響額の算定等を目的として、独立した外部の有識者による第三者委員会を設置して調査を行いました。  
その結果、発生が見込まれる第三者委員会による調査費用並びに調査に伴い追加で発生した開示書類作成支援費用及び監査報酬等の見積り額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

##### インターネット広告事業

顧客との契約に基づく広告代理店業務を主たる事業としており、広告主が期待する広告効果を提供できる広告媒体を継続して手配することが履行義務となるため、当該財又はサービスを一定の期間にわたり充足される履行義務と捉え、履行義務を充足するにつれて収益を認識しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度はアウトプット法を用いて成果数量もしくは配信数量によって見積もっており、各月末日に確定した成果数量もしくは配信数量等に基づいて算定しております。また、いずれも単一の履行義務と捉えているため取引価格の配分はありません。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、広告主から受け取る広告掲載料から媒体運営会社へ支払う媒体費を控除した純額で収益を認識しております。

また、一部の取引については、広告制作物を納品した時点でその履行義務が充足されると判断し、制作物の納品時点で収益を認識しております。

取引の対価は、主に履行義務充足時点から一年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

## 2. 会計方針の変更による注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

改正された「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65－2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「保険積立金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

なお、前事業年度の「保険積立金」は110,554千円であります。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

訂正関連費用引当金の計上

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

訂正関連費用引当金 156,890千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

本件不正行為について、前提となる事実関係を明らかにするとともに、類似事象の有無の調査、当社計算書類への影響額の算定等を目的として、独立した外部の有識者による第三者委員会を設置して調査を行いました。

その結果、発生が見込まれる第三者委員会による調査費用並びに調査に伴い追加で発生した開示書類作成支援費用及び監査報酬等を見積り、計上しております。しかし、見積工数に変動が生じた場合は翌事業年度の訂正関連費用の計上金額に影響を及ぼす可能性があります

### 5. 誤謬の訂正に関する注記

当社は、当社の常務取締役CF0により当社の現金預金が私的に流用されている可能性があることが判明したことを受けて、2026年1月19日付で第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

第三者委員会の調査の結果、当該常務取締役CF0による現金預金の私的流用及び当私的流用の発覚を防ぐため不適切な会計処理（以下、「本件不正行為」と言います。）が行われていたことが判明いたしました。

これに伴い、当社は当事業年度の期首の利益剰余金を訂正いたしました。この誤謬の訂正により、当事業年度の期首における利益剰余金が64,563千円減少しております。

### 6. 追加情報に関する注記

当社常務取締役CF0による不正について

2026年3月27日に公表しました「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の常務取締役CF0が、当社の現金預金を私的に流用していたことが判明いたしました。

現金預金の私的流用によって生じた当社の損害額は総額363,221千円と推定しておりますが、当事業年度末時点の私的流用額460,000千円については当該常務取締役CF0に対する債権として長期未収入金を計上するとともに、回収不能見込み額について貸倒引当金を設定しております。

また、当事業年度の貸倒引当金繰入額298,274千円を特別損失に計上しております。

なお、第三者委員会による調査費用並びに調査に伴い追加で発生した開示書類作成支援費用及び監査報酬等の見積額156,890千円を訂正関連費用引当金繰入額として特別損失に計上しております。

## 7. 貸借対照表に関する注記

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     | 59,181千円  |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |           |
| 金銭債権                   | 295,325千円 |
| 金銭債務                   | 1,772千円   |

### (3) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 500,000千円 |
| 借入実行残高  | －千円       |
| 差引額     | 500,000千円 |

## 8. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

    営業取引による取引高

|      |           |
|------|-----------|
| 営業収益 | 358,580千円 |
| 営業費用 | 175,776千円 |

## 9. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 3,913,800株 |
|------|------------|

(注) 普通株式の当事業年度の増加4,800株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

### (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

|      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 46,254株 |
|------|---------|

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2025年3月19日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 57,941         | 15.00           | 2024年12月31日 | 2025年3月21日 |
| 2025年8月6日<br>取締役会    | 普通株式  | 利益剰余金 | 65,666         | 17.00           | 2025年6月30日  | 2025年9月8日  |

### (4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式

16,000株

## 10. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を主に自己資金で賄っております。一時的な余剰資金につきましては、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、建物を賃借するための敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として業務上の関係を有する企業の株式を保有しております。上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されており、非上場株式については当該企業の財務状況の悪化等によるリスクを有しております。

ゴルフ会員権は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、1年以内の支払期日であります。

預り金は、そのほとんどが社会保険料等の一時的な預り金であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況について財務担当者が営業担当者に随時連絡を取っており、取引先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・市場リスクの管理  
投資有価証券につきましては、定期的に発行体の時価や財務状況等を把握することで、減損懸念の早期把握や軽減を図っております。
- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理  
財務担当者が、適時に資金繰りの状況を確認し、資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|------------------|---------|---------|
| (1) 投資有価証券 | 83,145           | 83,145  | —       |
| (2) ゴルフ会員権 | 14,500           | 14,300  | △200    |
| (3) 差入保証金  | 54,147           | 54,055  | △91     |
| (4) 長期未収入金 | 460,000          |         |         |
| 貸倒引当金(*3)  | △363,221         |         |         |
|            | 96,778           | 96,778  | —       |
| 資産計        | 248,572          | 248,280 | △291    |

(\*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(\*2) 「売掛金」、「未払消費税等」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(\*3) 「長期未収入金」に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 567,499      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 1,147,228    | —                   | —                    | —            |
| 差入保証金  | —            | 54,003              | —                    | —            |
| 合計     | 1,714,727    | 54,003              | —                    | —            |

※差入保証金のうち、償還期日を明確に把握できないもの（144千円）及び長期未収入金460,000千円については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額には含めておりません。

2. 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。

|       | 貸借対照表計上額（千円） |
|-------|--------------|
| 非上場株式 | 15,242       |
| 合計    | 15,242       |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分                      | 貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 時価           |              |              |            |
|-------------------------|----------------------|--------------|--------------|--------------|------------|
|                         |                      | レベル1<br>(千円) | レベル2<br>(千円) | レベル3<br>(千円) | 合計<br>(千円) |
| 投資有価証券<br>その他有価証券<br>株式 | 83,145               | 83,145       | —            | —            | 83,145     |

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

| 区分     | 貸借対照表<br>計上額<br>(千円) | 時価           |              |              |            |
|--------|----------------------|--------------|--------------|--------------|------------|
|        |                      | レベル1<br>(千円) | レベル2<br>(千円) | レベル3<br>(千円) | 合計<br>(千円) |
| ゴルフ会員権 | 14,500               | —            | 14,300       | —            | 14,300     |
| 差入保証金  | 54,147               | —            | 54,055       | —            | 54,055     |
| 長期未収入金 | 460,000              | —            | —            | 96,778       | 96,778     |
| 資産計    | 528,647              | —            | 68,355       | 96,778       | 165,133    |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式が活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ゴルフ会員権

時価については、ゴルフ会員権取扱店（インターネットサイト含）等の相場価格等によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期未収入金

時価については、当事業年度末における貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額をもって時価としており、レベル3の時価に分類しております。

## 11. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|              |            |
|--------------|------------|
| 貸倒引当金        | 115,330千円  |
| 前払費用         | 0千円        |
| 未払事業税        | 3,840千円    |
| 未払費用         | 6,980千円    |
| 資産除去債務       | 4,091千円    |
| 退職給付引当金      | 37,030千円   |
| 役員退職慰労引当金    | 14,204千円   |
| 訂正関連費用引当金    | 48,046千円   |
| ゴルフ会員権評価損    | 1,903千円    |
| その他有価証券評価差額金 | 553千円      |
| 投資有価証券評価損    | 59,023千円   |
| 繰延税金資産 小計    | 291,006千円  |
| 評価性引当金       | △179,506千円 |
| 繰延税金資産 合計    | 111,499千円  |

### 繰延税金負債

|           |           |
|-----------|-----------|
| その他       | △3,996千円  |
| 繰延税金負債 合計 | △3,996千円  |
| 繰延税金資産の純額 | 107,503千円 |

## 12. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び関連会社等

| 種類                      | 会社等の名称<br>又は氏名      | 議決権等の<br>所有（被所<br>有）割合<br>（%） | 関連当事者との<br>関係            | 取引内容              | 取引金額<br>（千円） | 科目         | 期末残高<br>（千円） |
|-------------------------|---------------------|-------------------------------|--------------------------|-------------------|--------------|------------|--------------|
| 親会社                     | ソフトバンク<br>株式会社      | 40.93                         | 役員の兼任<br>出向者の派遣<br>業務委託等 | 業務委託取引<br>広告代理店取引 | 358,580      | 売掛金        | 255,225      |
|                         |                     |                               |                          | 出向者の派遣等           | 160,620      | 未収入金       | 40,086       |
| 同一の<br>親会社<br>を持つ<br>会社 | L I N E ヤフー<br>株式会社 | —                             | 仕入先<br>業務委託等             | 広告媒体取引            | 932,442      | 買掛金        | 66,570       |
| 役員                      | 村井 仁                | 1.24                          | 当社常務取締<br>役CFO           | 不正による会社<br>資金流出   | 395,053      | 長期未収<br>入金 | 460,000      |

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記の業務委託取引、広告代理店取引、広告媒体取引については、市場価格等を勘案して協議の上決定しております。

出向社員に対する給与の支払額は、出向元法人の給与相当額をもとに決定しております。

- 業務委託取引は、当社が代理人に該当する場合は、顧客から受け取る対価の額から媒体運営会社へ支払う媒体費を控除した純額で表示しております。
- L I N E ヤフー株式会社の広告媒体取引金額は、2022年度より適用した「収益認識会計基準」の影響により当該金額を控除した純額を収益として認識しているため、損益計算書における営業費用に含まれておりません。
- 本件不正行為に関連して発生したものであります。なお、長期未収入金のうち96,778千円は期末日後に回収しているため、当該回収額を差し引いた長期未収入金残高である363,221千円へ貸倒引当金を計上しております。

## 13. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

|                                           | インターネット広告事業<br>（千円） |
|-------------------------------------------|---------------------|
| 一時点で移転される財又はサービス<br>一定の期間にわたり移転される財又はサービス | 49,534<br>1,545,248 |
| 外部顧客への営業収益                                | 1,594,782           |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

|                      | 当事業年度 (千円) |
|----------------------|------------|
| 顧客との契約から生じた債権 (期首残高) | 1,058,486  |
| 顧客との契約から生じた債権 (期末残高) | 1,147,228  |
| 契約負債 (期首残高)          | 139,968    |
| 契約負債 (期末残高)          | 108,352    |

契約負債は、主にインターネット広告事業における広告代理店業務に関連して顧客から受領する前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額に重要性はありません。また、当事業年度における契約負債に重要な変動はありません。

なお、過去の期間に充足 (又は部分的に充足) した履行義務から、当事業年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。

14. 1株当たり情報に関する注記

|                |          |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 200円77銭  |
| (2) 1株当たり当期純損失 | △116円36銭 |

15. 重要な後発事象

(保険解約による特別利益の計上)

当社は、役員退職慰労金の支払原資として生命保険による積立を行っておりますが、常務取締役CF0であった村井仁が本件不正行為により2026年1月13日付で辞任したため、同氏に対する役員退職慰労金の支払原資であった生命保険を解約いたしました。

これに伴い、保険積立金18,103千円を取り崩すとともに、保険積立金の簿価と解約返戻金との差額16,711千円を2026年12月期に「保険解約益」として特別利益に計上する予定であります。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月31日

株式会社イーエムネットジャパン  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

|                    |       |     |       |
|--------------------|-------|-----|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 古 谷 | 大 二 郎 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 網 中 | 規 雄   |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イーエムネットジャパンの2025年1月1日から2025年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度における不正についての訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

また、事業報告記載のとおり、元常務取締役CF0による当社資金の不正送金行為及び当該行為を隠蔽する目的で行われた不適切な会計処理（以下、「本件不正行為」といいます。）が判明したため、第三者委員会を設置し調査を実施しました。監査等委員会は、当該調査報告書の内容、原因分析及び再発防止策について、会社から報告を受けています。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関しては、事業報告記載のとおり、当事業年度までに行われた本件不正行為が2026年1月8日に判明し、第三者委員会の調査報告書が公表されました。監査等委員会は、当該報告書記載の事実関係、原因分析及び再発防止策の内容を確認しており、再発防止策の検討及び実施に向けた会社の取組みを注視し、その取組状況を引き続き監視、検証して参ります。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。しかしながら、上記のとおり、本件不正行為が発生したことから、当該内部統制システムには改善すべき点があると認めます。監査等委員会としては、第三者委員会による再発防止策の提言を踏まえた経理・財務に関する管理権限の分散、内部監査部門及び監査等委員会による牽制機能の強化、取締役会による監督機能の強化並びに内部通報制度の見直しに向けた取組みについて、引き続き監視・検証して参ります。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年4月14日

株式会社イーエムネットジャパン 監査等委員会

常勤監査等委員 西村 訓 仁 ㊞

監査等委員 上野 正 博 ㊞

監査等委員 落合 出 ㊞

(注) 常勤監査等委員西村訓仁氏、監査等委員上野正博氏及び落合出氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上





## 株主総会継続会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー 5階  
ベルサール新宿グランド  
コンファレンスセンター



交通 「西新宿駅」1番出口より徒歩4分 (丸ノ内線)  
「都庁前駅」A5出口より徒歩8分 (大江戸線)  
「新宿駅」西口より徒歩14分 (JR線・小田急線・京王線)  
(お車でのご来場はご遠慮ください)